

「片節会」に関する覚書

三輪 仁美

はじめに

前近代の朝廷における儀礼・行事は、単なる形式の繰り返しではなく、天皇を頂点とする政治的秩序の表現である。なかでも天皇が群臣を召して酒饌を賜う節会は、天皇と群臣の人格的關係を確認し、その結合を強化する場として重要な意義を有していた。

節会は、節日⁽¹⁾の行事と賜宴(節宴)を基礎とし、『大唐開元礼』などにみえる「会」を参考として再編したものである⁽²⁾。用語としては『令集解』儀制令儀戈条の古記に「儀戈、節会之日令取以不」とあるのを初見とし、実態としては宝龜年間(七七〇～八一)から形成・整備されていく。改変や淘汰を経て、摂関期以降には恒例の節会といえは正月一日の元日節会、同月七日の白馬節会、同月十六日の踏歌節会、十一月の新嘗祭の翌日に行われる豊明節会の四節会を指すようになり、これらは兵乱による中絶がありながらも明治時代初期まで行われる⁽³⁾。また平安時代後期頃には、任大臣や立后、立太子、讓位といった臨時に行われる儀礼も「節会」と表記されるようになる。

当部においては、『皇室制度史料』として、皇室制度に関する基礎的史料を編目別に編修・刊行しており、このうち「后妃」全五冊(一九八七～九一年)・「儀制 立太子」全二冊(二〇一五・一七年)・「儀制 踐祚・即位」(二〇二〇年、全三冊予定)には、(史料集の性格上、主として臨時に偏るが)節会に関する史料が採録されている。それらを概観すると、鎌倉時代前期頃より「片節会」なる節会の存在が確認される。「片」には不完全との意味があるが、前近代を通じて国家的儀礼として位置づけられる節会が不完全であるとは、いかなる意味があるのだろうか。

近年、儀礼・行事に関する研究は個別具体的に行われており、式次第に込められた政治的意図の考察や実例の検証を中心に議論が深化している。しかしながら、これまで「片節会」が検討の俎上に載せられることはなく、ある種の史料用語として看過されているのが現状である。「片節会」の実態とその歴史的意義を問うことは史料読解の扶けとなるだけでなく、皇室制度や節会の主催者たる天皇のあり方の理解にも示唆を与えるだろう。

そこで本稿では、「片節会」について基礎的な考察を行い、若干の愚見を述べたい。

一 「片節会」の事例

まず本節では、文献史料にみえる「片節会」の事例から、本儀がどのような場面にみえるのか、具体的に何を指すのかを確認する。行論の都合上、史料は必ずしも年代順に掲示していない。

「片節会」の存在が知られる早い例として、『民経記』天福元年（一一三三）六月二十日癸巳条がある。

今日利子内親王前齋宮、後高倉院御女、御母北白川院陳子、入道中納言基家卿女、依准母儀、可下立皇后宮職給之日也、（中略）午一点着楚々束帯、（中略）次参内、頭弁祇候、公卿以下参催促、南殿御装束如常、片節会装束也、（中略）申斜内大臣・（中略）新宰相有親朝臣等着仗座、（中略）次頭弁着軾仰宣命事、（中略）次公卿土御門源大納言・（中略）新宰相等兼着外弁座、（中略）開門之後、依召少納言長成参進、次外弁諸卿出幔門列立日花門代外、（中略）諸卿立標、北面西上、異位重行、次内弁召宣命使、宣命使可尋記、内弁給宣命、宣命使下立軒廊、内弁就庭中標、宣命使着版、宣制兩段、群臣再拜、宣命使復本列上、群卿退出、前、諸卿候仗座、此間使左中将顕定朝臣被申冊命了之由於本宮、（註略）次有宮司除目、（中略）直廬装束了、摂政出御、（中略）除目了後頭弁就軾、仰啓陣可差進之由、（中略）次諸衛参皇后宮職了、次宮司大夫以下進立射場、奏慶舞云々、（中略）

本宮儀、尋問、記之、（）は双行の中の双行を示す

右は利子内親王（四条天皇准母）の立后記事である。立后儀はまず内裏紫

宸殿（里内裏の場合、これに相当する殿舎。以下同じ）の南庭に親王以下の官人が参入し、宣命が宣読される。このとき新皇后は出座せず、冊命勅使が皇后の御在所に参向し、立后宣制の旨を宮司を介して皇后に啓す。この他、皇后宮職の官人を補任する宮司除目や、皇后の御在所での賜宴（本宮儀）が行われる⁵⁾。かかる立后儀の構成要素は右の史料でも確認できる。この儀では「片節会装束」が用いられており、式次第に何らかの不備があるわけではなく、鋪設に「片節会」の特徴が表われているものと考えられる。「南殿御装束如常」とあるので、立后儀における「片節会装束」は常態化していたのだろう。また時代は降るが、徳川和子（後水尾天皇中宮）の立后について『孝亮宿禰記』寛永元年（一六二四）十一月二十八日己卯条に、

今日立后、被行片節会並小除目、奉行頭右中将季俊朝臣、（中略）節会之儀畢於中宮御作法有之、とあり、さらに『忠利宿禰記』同日条にも、

今日立中宮、被行片節会、上卿右大臣一条殿也、禁中之儀了各参中宮御殿、

と「片節会」の挙行を記しており、この時期には立后儀自体が「片節会」と認識されるようになっていた。

平安時代中期に編まれた『西宮記』や『北山抄』では、立后儀、立太子儀および任大臣儀は一括りで扱われる⁶⁾。そこで立太子儀や任大臣儀にも目を向けると、関係史料に「片節会」の事例を確認することができる。まず立太子儀では、『万一記』正安三年（一一三〇）八月二十四日条にみる富仁親王（後の花園天皇）の例があげられる。

参内、依立太子節会也、万里小路屋敷、子用丸鞆、依片節会上官用巡方、（中略）早日諸司奉仕南殿御

装束、秉燭以後人々参集、子刻左大臣已下着_二仗座_一、(中略)次令_レ定_二宣命使_一、次_二宸儀_一^(後一巻)出_二御南殿_一、(註略)内侍二人候_二劍璽_一、(註略)予候_二脂燭_一、次内侍置_二劍璽於大床子東頭_一、内侍候_二御帳東辺_一、天皇御座定、^{簾中、御大}床子御座_一(中略)次開門、(中略)外弁王卿立_レ標_一^{異位、重行、}(中略)次宣命使着_レ版、宣制兩段、々々再拜、次宣命使帰_二本列_一、次公卿退出、還_二着陣座_一、次宸儀還_二御本殿_一、(註略)此間藏人奉_二御殿御装束_一、(註略)次主上出_二御昼御座_一、次関白殿令_レ候_二御前円座_一給、次予参進、承_レ仰召_二執筆大臣_一、(中略)次執筆書之、(中略)次執筆左大臣帰着令_二右宰相中將_一(註略)清書也、清書了大臣奏聞、(中略)主上出御之後、藏人兵部大輔経世相_二具御前具_一参_二富小路殿_一^{儲皇、御所、}(中略)坊官奏慶之後、左少將俊実朝臣為_レ勅使_二被_レ獻_二御劍於青圍_一、次予退出、

記主の万里小路宣房は丸鞆帯を着用して参内したが、上官は「片節会」により巡方帯を着用していたという。『実躬卿記』嘉元三年(二三〇五)二月十三日条には、石帯に関して次のような記述がある。

自_二今日_一後嵯峨院御八講被_二始行_一、(中略)抑今日権大納言用_二有文丸鞆帯_一、尋常之法不_レ用之、於_二愚意者_一、此带片節会等可_レ用之由存之、然而四節・行幸等通用常事也、

正親町三条実躬は有文丸鞆帯を「片節会」等に用い、さらに四節会と行幸等にも通用するとの認識を示している。⁽⁷⁾このことから、「片節会」は四節会とは異なる節会であることが看取される。富仁親王の立太子に際して上官が巡方帯を着用していたのは、高位であることに加えて、立太子儀を厳儀と見做していたためだろう。『万一記』では立太子宣命の宣読や坊官除目、御膳具勅使の差遣、壺切御剣の下賜が記されており、立太子儀の構成要素は概ね

確認できる。とすると、この例が略儀である可能性は低く、「片節会」と称される理由は別に説明せねばならない。また、慶仁親王(後の中御門天皇)の立太子儀について記す『永貞卿記』宝永五年(一七〇八)二月十六日条には、「立坊、被_レ行_二片節会_一」とあり、立太子儀自体が「片節会」と認識されていたと考えられる。

次に任大臣儀について、『晴富宿禰記』文安三年(一四四六)四月二十八日条が注目される。

藏人左少弁成房状云、任大臣節会、有_二出御_一之時与無_二出御_一時、兩殿御装束差別可_二催進_一云々、不_レ依_二出御有無_一、毎度片節会御装束之由、被_レ獻_二返報_一了、

この翌日に右大臣鷹司房平を左大臣に、権大納言二条持通を右大臣に任ずるにあたり、記主の壬生晴富は儀場について、後花園天皇の出御の有無にかかわらず、任大臣儀には常に「片節会御装束」を用いる、との見解を示している。任大臣儀は任大臣宣命の宣読と、新任大臣による御前儀および大饗とで構成される。⁽⁹⁾天皇の出御の有無が論点となっているので、「片節会御装束」は宣制の舗設とみてよいだろう。当日の二十九日条では、晴富は次のように記す。

寅剋被_二始行_一、(中略)任大臣節会也、(註略)仍長者殿秉燭程参_レ陣給、直昇_二南殿_一、檢_二知御装束_一、庇端残之、可_レ覽_二御簾_一之由、内弁帥御被_レ命云々、仍出御事以_二職事_一伺申之処、今夜不_レ可_レ有_二出御_一之由被_レ仰、仍不_レ立_二大床子_一、只御帳計也、無_二出御_一之時、如_レ此之儀、記置之旨有之間、被_レ略_二御床子_一了、雖_レ無_二出御_一之時上、於_二御装束_一者、任_二本儀_一毎度致_二沙汰_一者也、庇事依_二上卿命_一了、今度如_レ此、

「長者殿」、すなわち晴富の父晨照が南殿の御装束を確認し、その際に大床子は置かなかつたという。任大臣儀において天皇の座は紫宸殿南廂に設けられ、座具には大床子が用いられる(後述)。この場合の大床子の省略は後花園天皇の不出御に起因するものであるが、それでは晴富が「片節会御装束」とはいかなるものであろうか。これを考えるには、『実躬卿記』の記事が手がかりとなる。まず永仁三年(一二九五)正月一日丙午条には、

今年依_三神木御事、院拜礼并小朝拜已下所々拜礼等被_レ略之、節会被_レ行之、垂_三御簾、如_三片節会御装束、出_三御簾中之由、旧冬所_レ有_三沙汰也、とある。この前年に行われた神木動座の影響を受けて小朝拜が停止されたが、節会が行われている。その舗設は「如_三片節会御装束」であった。また同月七日条に、

申_レ刻着_三衣冠、先_三参_三仙洞、次_三参_三内、今日節会可_レ入_三夜云々、仍_レ暫_レ祇候、秉_レ燭以後内弁参_三内、亥_レ刻奏_三外任奏、今日又_レ被_レ垂_三御簾、如_三片節会御装束、無_三出御、

とあり、白馬節会でも「如_三片節会御装束」となっている。後者、すなわち天皇が節会に不出御のときは、天皇と群臣が儀礼空間を共有せず、それでは両者の関係の再確認・維持という節会が有する観念的な機能が果たせないことになる。しかしながら、元日節会では伏見天皇の不出御が確認されるが、不出御である白馬節会と同様に舗設は「如_三片節会御装束」と表現されている。よって不出御が一概に「片節会」となる要因とはいえず、そもそも「如_三片節会御装束」という表現からして、両者は「片節会」ではない。ここで注目されるのは、「垂_三御簾」が「如_三片節会御装束」とされている点である。天皇の不出御の有無にかかわらず「垂_三御簾」としており、この舗設を採る

儀礼こそが「片節会」ではないだろうか。

「垂_三御簾」に関連して、後円融天皇から幹仁王(後小松天皇)への讓位儀をみていきたい。これについては、後円融天皇自身が日記に次のように記している。⁽¹²⁾

伝国日也、(中略)申_レ剋許_三新主_六去_三七日着袴、自_三資教卿亭_二移_三住武家亭、(註略)左_三府同参_三皇居、_{土御門}内_裏、其_レ儀可_レ尋_三記、西_三半左_三府参_三、束_三带、太_三政大臣_三同_三参_三、入_三夜左_三府着_レ陣、_{元車寄}擬_三陣、行_三固_三関事、奏_三木_三契以下、覽_レ了返_レ給、自_三台盤所_二内_レ侍取_レ入_レ之也、次_三警_三固_三敷、小_三時_三節_三会_三始、先_三奏_三宣_三命、覽_レ了返_レ給、案_三文_三統_三左、節_三会_三之_三議_三例_三式、片_三節_三会、簾_三中_三出_三御_三之_三儀_三也、_{但任_三志_三德_三例、一向_三無_三出_三御、}

かねてより讓位の意向を示していた後円融天皇は、永徳二年(弘和二年、一三八二)四月九日に「為_レ被_レ行_三御讓位節会」に土御門東洞院殿より他所に遷御し、その二日後に讓位儀を行う。当日は鈴鹿・不破・逢坂の三関を封鎖して通行を禁じる固関が、次いで衛府や馬寮、兵庫寮を監護させる警固がなされる。そして讓位宣命の作成後、「節会」が「例式」で遂行される。この皇位継承では劍璽渡御がなされていないが、この場合の「片節会」は式次第の如何にかかわるものではなく、「簾中出御之儀」⁽¹⁴⁾であることと明記されている。ただ、「簾中出御之儀」とはいうものの、実際のところ後円融天皇は不出御であった。讓位宣命の宣読は天皇出御時と大異なく行われており、不出御であろうと儀礼運営上は出御の体裁であったことがうかがわれる。⁽¹⁵⁾

讓位儀についてみれば、後宇多天皇から醍仁親王(伏見天皇)への讓位を記した『新抄』弘安十年(一二八七)十月二十一日条に、
今日讓位也、_{春色}踐_三祚、右_三大臣・内_三大臣・左_三大将_三兼_三忠、以下_三奉行、此_三間_三事_三関_三白_三被_レ申_三沙_三汰_三之、頭_三大夫_三信_三輔_三奉_三行、

先被_レ仰_二警固_一、上卿右大臣殿、諸衛左近康仲朝臣以下、右近教頭朝臣以下也、

次被_レ行_二勅符以下_一、三関・三寮使請印儀也、上卿同上、平少納言兼有
以下参入之、

次行_二片節会_一、内弁右大臣殿、外弁内大臣殿、次殿下以下被_レ引_二新主御_一
所_一、宗実朝臣・信基朝臣、左右大将・次将、劍璽相分、次時簡、

次殿下、次公卿、次左右衛門佐、次陰陽寮、次弁、次外記・史、次内侍
所渡御、近衛・弁・外記・史等供奉之、

とあり、警固・固関と劍璽渡御の間に「片節会」の挙行を記しており、これは讓位儀の中核たる讓位宣命の宣読を指すよみてよいだろう。さらに後水尾天皇から興子内親王(明正天皇)への讓位儀も、当時の公家の日記では悉く「片節会」と称されている。例えば『泰重卿記』寛永六年(一六二九)十一月八日条には次のように記されている。

参内、須臾之間、公卿・殿上人不_レ殘束帯にて参勤、雖_レ然不知_二何事之
子細_一、各不_レ審と相見、片節会可_レ被_レ行也、上卿右大臣、康道外弁公卿日
野大納言・(中略)中山宰相等也、(中略)奉行弁頭中将来_レ軾、告_二御讓
位之由以下_一、始諸卿驚顛氣色相見候也、上卿召_二諸司_一、件事下_レ司給也、
宣命調進、五条為陣儀終而各起座、内弁右府進_二于軒廊_一、内侍紫宸殿臨_二
西檻、内弁一揖、其以後堂上開門、(中略)公卿各経_二南門_一、仮立、宣命
使_二共房卿、列
ヲ立_二テ堂上_一、内弁賜_二宣命_一、笏_二取副下_レ殿、軒廊_二立_一、次位従行列立畢、
宣命使進而、宣命披_レ誦作法アリ、此時外弁列立之公卿拜アリ、退出、
公卿や殿上人に参内するよう触れが出されるも、その子細を知る者はおら
ず、俄かに讓位の旨が告げられたという。皆一様に「驚顛氣色」という有様

で、通常の讓位儀との相違が想定されるが、讓位儀自体が「片節会」と認識
されていたことは確かであろう。¹⁶⁾

以上、煩瑣ではあるが管見に及ぶ限りの「片節会」の事例を取り上げ、本
儀が指す対象を検討してきた。その結果として指摘し得ることは、鎌倉時代
前期以降に散見する「片節会」という語は、任大臣儀や立后儀、立太子儀、
讓位儀といった臨時の節会の舗設にかかわるものであり、ときにはその儀礼
自体を指すことである。「片節会」は「簾中出御之儀」と認識されており、
恒例の節会で「垂_二御簾_一」という場合に「如_二片節会御装束_一」と注記がなさ
れるのは、それが恒例の節会では通常でない舗設だからであり、他方で「片
節会」においては「垂_二御簾_一」が常態化していたことを示唆している。『貞
丈雑記』巻四、官位之部に、

節会と云は天子出御ありて御前にて臣下に御饗応を下され御酒宴あるを
云、元日の節会、白馬の節会、踏歌の節会、豊明節会、立后・立坊節会、
任大臣節会など、てさまざまあり、

とあるように、恒例・臨時を問わず「節会」とする認識もあるなかで、これ
までに掲示した史料により、四節会と「片節会」とでは舗設という点におい
て明らかな差異が認められる。この差異こそが「片節会」の名称の所以であ
ろう。儀場の舗設と天皇の出御形態については近年頓に研究が進んでおり、
節を改めて検討していきたい。

二 節会の舗設

前節で掲示した「片節会」の事例は鎌倉時代以降のものであるが、その儀制は平安時代に編まれた儀式書の記述と大きな違いはない。むしろ儀式書を規範とし、さらに先例を選択的に参照して儀礼を遂行する傾向は時代を降るにつれて顕著になる。儀場の舗設にしても、里内裏の使用が常態になっても「紫宸殿代」「清涼殿代」として平安宮内裏の構造に見立てて儀礼を行ってゐる。そこで前代に遡及して態様の把握を試み、その上で「片節会」について検討したい。

紫宸殿における天皇の出御形態については、吉江崇が座具とそれが設置される場所に基つき二つに大別している。¹⁷ すなわち、紫宸殿母屋の御帳の内に椅子を置く「帳中椅子型」と、紫宸殿南廂に御簾を懸け、その内に大床子を置く「南廂簾中型」である。座具については、平安時代後期成立の『江家次第』巻一、元日宴会に、「次撤_三尋常御椅子_一舗_三唐錦毬代_一、立_三平文御椅子_一舗_三唐錦褥_一」とあり、天皇は紫宸殿に出御して椅子に座するのが一般的な様相といえよう。他方、大床子は『延喜式』掃部寮52御座条に、「紫宸殿設_三黒柿椅子_一、行幸赤漆床子」とあることから行幸時に用いられる簡易的な座具であることがうかがわれ、南廂への出御の便宜のために用いられたのであろう。「帳中椅子型」は政務や恒例の節会に、「南廂簾中型」は相撲召合や御馬御覧、立后儀、立太子儀、任大臣儀に用いられる。南廂に天皇の座が設置されるのは、相撲召合や立后儀等は母屋に皇太子以下を招いて宴を催さず、庭上で行われる所作の御覧に主眼が置かれる儀礼であるためだろう。ただし讓位儀に

ついで、『西宮記』巻十一、御讓位に、

天皇御_三南殿_一、懸_三御簾_一、立_三太子椅子母屋東_三（中略）大子_上参上着_三椅子_一、（註略）大臣着_三堂上兀子_一、在_三南廂東_二、
問東面、立_三内弁兀子庇_二間、
問長押上_二之、

とあり、皇太子の座が紫宸殿母屋に設けられていることから推して、天皇の座（おそらく椅子）もまた母屋に置かれただろう。ただし御簾は、『民経記』貞永元年（一一三三）十月四日庚辰条にみる後堀河天皇から秀仁親王（四条天皇）への讓位に際して、

南殿南庇并母屋東第三間西柱等懸_三御簾_一垂之、（中略）東第二間西柱下立_三内弁兀子一脚_一、幼稚之時不_レ立_三太子椅子_一、次_三天皇出御_一、
（後堀河）
袍如_レ常_一（中略）内侍二人_{弁_{伊予}}、取_三劍璽_一候_三前後_一、左中將資季朝臣・右少將親氏朝臣等扶持之、（中略）天皇入_三御南殿_一、簾中、

と記されるように、南廂に懸けていたものと思われる。つまり讓位儀については「帳中椅子型」と「南廂簾中型」を折衷した出御形態を採っていたと推測される。

平安時代に編まれた諸儀式書から天皇の出御形態を分析した満田さおりは、¹⁸ 紫宸殿南廂に天皇が出御するようになるのは平安時代中期であるとする。貞観年間（八五九〜七七）頃に成立したとみられる『儀式』では立后儀・立太子儀・任大臣儀について天皇の座に関する記述がないことから、「平安前期には、天皇の出御のない紫宸殿に向かつて庭中の臣下が列立し宣制を受け」とし、南廂に天皇が出御するようになるのは、平安時代中期における儀式のあり方の特徴と指摘する。これについては貞明親王（後の陽成天皇）の立太子について『日本三代実録』貞観十一年（八六九）二月己丑朔条に、
（請想）
天皇臨_レ軒、立_三貞明親王_一為_三皇太子_一、公卿已_下五位已_上於_三内庭_一、諸司

六位已下於承明門外並拜受詔命、

とあり、満田が想定するよりは早い段階から天皇の儀礼への出御はあったものと思われるが、『儀式』において政務や恒例の節会、拜礼、奉幣等については天皇の座に関する記述があるのに対して、立后儀・立太子儀・任大臣儀にはそれがないという点には留意するべきであろう。

次に「片節会」の事例に散見する「垂御簾」や「簾中出御」については、まず小林理恵⁽¹⁹⁾により、物忌や廃朝、体調不良などの際には御在所の御簾を懸けて空間を隔て、視覚的には天皇と群臣との接触を断つ慣習が平安時代中期には成立していたこと、ただし平安時代前期には御簾を懸けた殿舎への出御すなわち「簾中出御」の事例が存在する⁽²⁰⁾ことを指摘する。また、満田は平安宮内裏の使用方法和舗設を類型化し、物忌や服喪のほかに、宣制儀、御覽儀、節会不出御儀に御簾が用いられるとする。特に『西宮記』巻二、十六日女踏歌の勅物に「同三年正月十六日、不御南殿、施簾行如在礼云々」という記述に着目し、「天皇の座の状態を参加者の目から隠し、御簾の奥に天皇が出御しているかのような儀式空間を演出する装束方法」と述べ、不出御時における御簾の意義を明らかにした。両者の見解を承けて岡田まりは、「簾中出御」は本来であれば出御に憚りのある天皇の節会への出御を可能にするものであり、平安時代前期から中期における節会への出御形態の変化について一般に理解される「出御から不出御へ」という流れの途中に「簾中出御」を想定し、それは節会の実施や節会への天皇の出御が重要視されるようになったことで成立したと論じる⁽²¹⁾。これらの指摘から、恒例の四節会において紫宸殿に御簾が懸けられるのは、天皇が物忌や体調不良などのとき、または不出御のときに限られ、本来的な天皇の出御形態からすると異質であるとい

えよう。

以上をふまえて、「片節会（御）装束」が用いられる儀礼の舗設に関する史料をみていきたい。まず立后儀については『新儀式』巻五、冊命皇后事に、候之所司装束南殿、延喜廿三年、懸御簾、立御屏風、供大床子南、時剋出御、とあり、延長元年（九三三、延喜二十三年改元）の藤原穩子の立后を例として、紫宸殿に御簾を懸け、南廂の第三間（東から三番目と四番目の柱の間）に大床子を置いて天皇の座としたことを伝える。御簾を懸けた場所は東山御文庫本『冊命皇后式』所引「近衛陣日記」⁽²²⁾に詳しく、

南殿装束、内蔵寮懸御簾、南廂西六間、更北折至御障子下、掃部寮御簾内立、五尺屏風、敷御座立大床子、東第二間立元子、内弁座、

「南廂西六間」、すなわち東から四番目の柱より西側に懸けられていた。二東第二間（東から二番目と三番目の柱の間）付近に内弁の座が置かれ、『新儀式』はその位置を「東面御簾前」としているため、御簾は天皇の御前、さらに内弁の座との間の二箇所に懸けられたということになる。

不出御の場合の舗設は実例から想定できる。永久六年（一一一八、元永に改元）正月二十六日に行われた藤原璋子の立后儀の舗設を『中右記』は、

右府着靴、取宣命昇従東階、着堂上元子、不立立宜陽殿元子、東二間此西柱東下立元子、東三間西四間懸御簾、東面同懸巨也、

と記す。これによると、付近に内弁の座が置かれ、東第三間（東から三番目と四番目の柱の間）以西と東面に御簾が懸けられており、これは出御儀と同様である。したがって、立后儀では天皇の出御の有無により舗設の区別はなかったと考えられる。前節で掲示した利子内親王の立后に際しての舗設は不明だが、「南殿装束如常」としているため、概ね右のような有様であった

ろう。そしてこれが「片節会(御)装束」である。

同様のことは、立太子儀や任大臣儀、讓位儀にもいえる。立太子儀については『江家次第』巻十七、立太子事に、

自_二殿東第三間北頭西柱下_一南行、至_二南廂頭柱下_一更行、至_二于西戸_一同懸_二御簾_一、但戸間懸_二内_一東方御簾西立_二直_一五尺漢書御屏風、(中略)額間設_二御座_一、敷_二紫二色綾毬代_一、立_二塵蒔大床子一双_一鋪高麗褥、御帳乾角傍作_二御障子_一、立_二廻五尺太宋御屏風二帖_一、(中略)東第三間東柱西北角各去_二二許尺立_二兀子一脚_一、

とあり、天皇の座具や御簾を懸ける位置など立后儀と同様である。前掲の富仁親王の事例は、「天皇御座定、簾中、大床子御座、」とあり、右の範型を踏襲しているといえよう。不出御の事例は、『立坊部類記』所収「外記日記」寛仁元年(二〇一七)八月九日甲戌条にみえ、やはり御簾の使用が確認される。

是日於_二一条院内裏_一奉_二皇太弟_一、(註略)早日諸司装束於南殿、垂_二御簾_一、(中略)申_二二点左右近衛陣列_一、後一条天皇不_レ御_二南殿_一、

前掲の慶仁親王の例の舗設は、『慶仁親王立太子記東宮番衆所日記』に詳しい。

早日上_二南殿御格子_一、母屋南面自_二東間_一至_二西間_一傍柱懸_二巨御簾_一、西面自_二南面_一至_二北面_一同懸_二巨御簾_一、此内密々設_二御見物所_一、依_レ無_二出御_一也、東山天皇は不出御²⁴⁾であり、「母屋南面」に御簾を懸けている。これは立太子儀が再興された天和三年(一六八三)の朝仁親王(後の東山天皇)の例において「今度、依_レ無_二出御_一、簾中嚴儀之設被_レ略之²⁵⁾」と、本来の「南廂簾中型」を省略して行われたものを踏襲したためと考えられる。ともかく、立太子儀の舗設も天皇の出御の有無による区別はなく、富仁親王と慶仁親王の事例が共に「片節会」と認識されていたのは、いずれも御前に御簾を懸けていたこ

とによるだろう。

任大臣儀は『江家次第』巻二十、任大臣装束に、

額東次間東柱南北行打_二簾台_一及南庇、懸_二御簾於母屋東面并東妻切南庇六間_一、(中略)

母屋南柱南面四間東西引_二立同御屏風_一、南向、(中略)

四簡間御屏風西南北引_二立同屏風_一、東向、其内額間裝_二飾大床子御座_一、(中略)

東第三間東柱西北角各去_二二許尺_一、立_二兀子一脚_一為_二内弁座_一、

とあり、任大臣儀においても「簾中出御」は通常の形態であった。また、『権記』正暦五年(九九四)八月二十八日条には、

今日有_二大臣召事_一、南殿御装束如_レ例、南廂自_二額東間_一以西懸_二御簾_一、内立_二大床子敷毬代_一、後立_二御屏風_一、自_二額間_一南北懸_二御簾_一、又内立_二御屏風_一、(中略)今日御物忌也、仍無_二御出_一、

とあり、物忌のため一条天皇は任大臣儀に不出御であったが、南殿の舗設は出御時と同じであったという。前掲の文安三年の任大臣儀において晴富が「不_レ依_二出御有無_一、毎度片節会御装束之由」との認識を示したのは、こうした事例を踏襲したためであろう。

讓位儀は前述の如く、天皇は御簾が懸けられた紫宸殿母屋に置かれた椅子に出御するのが通常である。後円融天皇の例では、不出御でありながら「簾中出御」と記されているのは、舗設に差違はなく、出御の体裁で儀礼は行われたものと解される²⁶⁾。

以上、儀式書の記載と実例から「片節会(御)装束」が用いられる儀礼の舗設について概観した。特筆すべきは、立后儀・立太子儀・任大臣儀・讓位儀と、身位や官職に関する宣制がなされる儀礼において「垂(御簾)」という形態が、天皇の出御の有無を問わずに確認できることである。⁽²⁷⁾ 繰り返しになるが、恒例の四節会において御簾が用いられるのは、天皇が物忌や体調不良などのとき、あるいは不出御のときに限られることからすると、「簾中出御」は本来的な天皇の出御形態からは逸脱するといえよう。身位や官職に関する宣制がなされる儀礼での「簾中出御」は、『西宮記』巻二、大臣召の勸物にみる崇象親王(後に保明と改名)の立太子儀で、

延喜四年二月十日、召左大臣仰立太子宣命旨、午二剋御紫宸殿、
諸司懸御簾、例、

とあるのが早い例で、この時にはすでに「例」であったという。

恒例の節会では、「簾中出御」は承和年間(八三四〜四八)に現れた出御形態であり、次第に不出御時にも応用され、御簾を懸けることでその内に天皇が出御しているかのような儀礼空間を演出するようになる。⁽²⁹⁾ こうした出御形態の変遷の中に、身位や官職に関する宣制がなされる儀礼の出御形態を位置づけることができるのではないか。立后儀は『続日本紀』延暦二年(七八三)四月甲子(十八日)条に、

詔立正三位藤原夫人為皇后、是日引侍臣宴飲、賜緑有差、

とあり、また『日本紀略』天長四年(八二七)二月己未(二十八日)条には、

制曰、現神止大八洲国云々、正子内親王乎皇后止定賜布云々、即日任三宮司、皇帝更御紫宸殿、錫侍臣已上飲、謝座・謝酒如儀、六衛府獻御贄、酒酣奏和琴、次雅楽寮奏音声、殿上・廊下群臣皆率舞、白日既

昏、繼以明燈、^(獨)綿・布、

とあって、藤原乙牟漏(桓武天皇皇后)と正子内親王(淳和天皇皇后)の立后儀に紫宸殿での賜宴が確認される。また、『続日本紀』神龜四年(七二七)十一月己亥(二日)条には、

天皇御中宮、太政官及八省各上表、奉賀皇子誕生、并獻玩好物、是日賜宴文武百寮已下至使部於朝堂、(中略)詔曰、朕頼神祇之佑、蒙宗廟之靈、久有神器、新誕皇子、宜立為皇太子、布告百官、咸令知聞、

とあり、某王(聖武天皇皇太子)の立太子儀にも朝堂における賜宴が確認される。儀礼の成立当初は宣制―賜宴の二部構成を採ること⁽³⁰⁾で、観念的かつ物質的に天皇と群臣を結びつける意義があったと思われる。それが奈良時代末から平安時代初期にかけて諸節会が形成・整備されていく過程で、宣命の使用が定着し、その表現は定型化していく。そして天皇の権威や官僚機構が確立することで宣命が形骸化し、儀礼は機械的に遂行されるようになり、身位や官職に就く側の人物の参入や、さらには天皇の儀礼への出御の必要性が低下したのではないだろうか。賜宴もまた、本宮儀や任大臣大饗、新主御所儀として新たに行われるようになる。天皇の出御を必ずしも不可欠としなくなり、それが恒例の四節会における「簾中出御」や不出御儀の舗設と結びつき、前述の特異な出御形態が『西宮記』以降の儀式書に記載されるに至るのである。平安時代後期には出御が「密儀」「密々御見物」などと表記され、不出御が原則化する。しかし、天皇が出御しているか否かを視認できないというのは本来的な天皇の出御形態や儀礼のあり方からは逸脱するものであり、かかる出御形態を定式とする儀礼は恒例の四節会に比して不完全と認識され

たのではないだろうか。⁽³⁴⁾つまり「片節会(御)装束」とは、不特定多数の者に天皇の姿を晒すことが想定されていない舗設を指し、その舗設を常態化した立后儀・立太子儀・任大臣儀・讓位儀といった臨時の節会そのものを「片節会」と称すようになったと考えられる。

むすびにかえて

本稿では、鎌倉時代以降の文献史料にみえる「片節会」とはいかなる儀礼であるのかを検討した。これまでに述べたことをまとめると、大略以下の通りである。

- ① 「片節会」は立后儀・立太子儀・任大臣儀・讓位儀といった臨時の節会の舗設にかかわり、その儀自体を指すこともある。
- ② 「片節会(御)装束」は「垂御簾」や「簾中出御」という共通項を有する。御簾は天皇の御前、さらに天皇の座と内弁の座との間に懸けられる。
- ③ 臨時の節会が天皇が出御しているか否かを視認できない舗設を定式とし、不出御が常態にさえる。そして鎌倉時代前期頃にはその特異性を宣制―賜宴から成る儀礼を示す「節会」に不完全(この場合、恒例の四節会とは対照的に出御が視認できないこと)を意味する「片」を冠して称するようになった。

本稿は、『皇室制度史料』編修に際して抱いた疑問に端を発し、現時点で知り得た史料に基づき考察を試みたに過ぎない。史料の残存状況は時代により偏りがあるため、「片節会」の所以を多角的に検討するには及ばなかつた。

たが、天皇と儀礼の関わりに対する理解の一助となれば幸いである。

恒例の四節会の中絶を経ながらも、明治時代初期まで天皇の出御を原則として行われ続ける。それに対して臨時の節会は江戸時代末期に至るまで天皇の出御・不出御は一定ではない。両者の間には天皇の出御や節会のあり方に対する認識の差異が看取されるが、時代的変遷を見据えての総体的な議論は今後の課題である。諸賢の御批正を請い、ひとまず擱筆する。

註

- (1) 養老雜令40諸節日条「凡正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗日、皆為節日」。
- (2) 山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七二年)、橋本義則『平安宮草創期の豊楽院』(『平安宮成立史の研究』所収、塙書房、一九九五年、初出は一九八四年)、古瀬奈津子『格式・儀式書の編纂』(『日本古代王権と儀式』所収、吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九四年)、神谷正昌『律令国家と儀式』(『平安宮廷の儀式と天皇』所収、同成社、二〇一六年)。
- (3) 応仁二年(一四六八)より正月の三節会は停止され、元日節会・踏歌節会は延徳二年(一四九〇)に、白馬節会は明応元年(一四九二)に再興される。同八年から再び中断するが、天正十五年(一五八七)以降は天皇の不予や諒闇などの事由を除き、概ね行われている。明治四年(一八七二)に明治天皇が東京に遷ると、翌年以降は一月五日に新年宴会を行うようになる(『宗賢卿記』文明三年(一四七一)正月一日甲戌条、『元長卿記』延徳二年正月一日条、『親長卿記』延徳二年正月十六日条・明応元年正月七日条、『明治天皇紀』明治五年正月五日条)。
- (4) 諸橋轍次編『大漢和辞典』巻七(大修館書店、一九六七年)、日本国語大辞典第二版編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 第二版』第三卷(小学館、二〇〇一年)。
- (5) 立后の儀制については、『皇室制度史料 后妃二』第二章第二節「皇后冊立

- の儀」(吉川弘文館、一九八八年)、『皇室制度史料 后妃三』第三章第二節「皇太后・皇太后冊立の儀」(吉川弘文館、一九八九年)を参照。
- (6) 『西宮記』巻十一、立皇后太子任大臣事、『北山抄』巻四、立后事、『皇室制度史料 立太子二』第二章第一節「立太子儀の沿革」(吉川弘文館、二〇一七年)。なお、『西宮記』は尊経閣文庫所蔵前田家卷子本(尊経閣善本影印集成四、八木書店、一九九四年)による。
- (7) 石帯については『桃花葉』に、「帯、有文をば隠文の帯ともいふ也、有文巡方は節会行幸拝賀の時用之、飾劍、螺鈿劍には必巡方を用る也、又有文丸鞆帯は巡方丸鞆を兼たる帯也、但節会行幸には、いたくは不用也、其外刷の時可用、無文丸鞆帯は尋常諸公事に用之、蒔絵太刀ニハ無文丸鞆ヲ用也」とある。鈴木敬三『有職故実図典—服装と故実—』(吉川弘文館、一九九五年)、近藤好和『装束の日本史』(平凡社、二〇〇七年)。
- (8) 立太子の儀制については、『皇室制度史料 儀制 立太子二』第二章第二節「立太子当日の諸儀」を参照。
- (9) 任大臣の儀制については、佐々木恵介「任大臣儀について—古代日本における任官儀礼の一考察—」(『日本古代の官司と政務』所収、吉川弘文館、二〇一八年、初出は二〇〇三年)、鈴木琢郎「平安時代の大任官儀礼の展開」(『日本古代の大任官制』所収、塙書房、二〇一八年、初出は二〇〇六年)を参照。
- (10) 『春日社家記録』神木御入洛并御遷座事。
- (11) 後円融天皇より皇位を継承する皇子は親王宣下を蒙っておらず、また御諱の治定は讓位儀の直前であるが、本稿では便宜上、「幹仁王」と表記する(『永徳讓位即位記』所収「良賢入道記」永徳二年(一三三二)四月十一日条)。
- (12) 東山御文庫本『御伝国御記』所収「後円融天皇宸記」永徳二年四月十一日条。本史料については、桃崎有一郎「『後円融院宸記』永徳元年・二年・四年記—翻刻・解題と後花園朝の禁裏文庫—」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第三輯』所収、思文閣出版、二〇〇九年)を参照。
- (13) 『永徳讓位即位記』所収「良賢入道記」永徳二年四月九日条。
- (14) 『永徳讓位即位記』所収「三条太相国記」永徳二年四月十一日条に「自_レ応安之此_レ劍璽不_レ渡之間、公卿不_レ供奉」とある。明徳三年(一三九二)に至り、後龜山天皇から後小松天皇に劍璽が渡される(『官公事抄』明徳三年閏十月三日条、同月五日条)。
- (15) 前掲註(11)史料。
- (16) 『本源自性院記』寛永六年(一六二九)十一月八日条に「今日片節会、警固等之義略_(儀)云々」とある。
- (17) 吉江崇「天皇の座と儀礼構造—高御座に関する考察から—」(『日本古代宮廷社会の儀礼と天皇』所収、塙書房、二〇一八年、初出は二〇〇三年)。
- (18) 満田さおり「平安時代における朝儀の場の変遷に関する研究」(『建築史学』六一号、二〇一三年)。以降、満田の見解は本論文による。
- (19) 小林理恵「御簾を下す—平安期天皇の物忌に関する一考察—」(『古代学』四号、二〇一二年)。
- (20) 御簾を懸けた殿舎への出御について、小林は『続日本後紀』嘉祥三年(八五〇)正月乙未(十六日)条・同月己亥(二十日)条を事例として挙げているが、初見は『同』承和七年(八四〇)正月甲申(七日)条に「天皇御_ニ紫宸殿_一、垂_ニ珠簾_一、覽_ニ白馬_一」とあるのに求められるだろう。
- (21) 岡田まり「懸簾出御儀の成立とその意義—諸節会における天皇の出御をめぐって—」(二〇一三年六月十六日国史学会大会報告資料)。
- (22) 勅封一四六一一六。本史料については、西本昌弘「『冊命皇后式』所引の「内裏式」と近衛陣日記」(『日本古代儀礼成立史の研究』所収、塙書房、一九九七年、初出は一九九二年)を参照。
- (23) 藤原璋子の立后儀に鳥羽天皇が出御しなかったことは、『玉葉』建久元年(一一九〇)四月二十六日条にみる藤原任子の立后記事に「永久又不_レ出御」とあることから推測される。
- (24) 『資堯朝臣記』には「節会簾中出御」とあり、実際には不出御であっても、御簾を懸けることで出御と見做されていたことがうかがわれる。

- (25) 『勸慶記』 天和三年（一六八三）二月九日壬午条。
- (26) 平安時代における讓位儀に天皇の出御・不出御による舗設の区別がないことは、岡田まり「天皇の死と皇位継承儀礼における「如在の儀」」（二〇一八年十月二十七日王権研究会報告資料）が言及している。
- (27) 恒例の節会については、「簾中出御」と不出御とでは舗設に差異がないことが指摘されている（岡田まり「懸簾不出御儀の成立と展開―「如在の礼」をめぐって―」、二〇一三年八月二十五日歴史学研究会古代史部会サマーセミナー報告資料）。
- (28) 前掲註（21）岡田報告資料。
- (29) 前掲註（18）満田論文。
- (30) 前掲註（17）吉江論文。
- (31) 実例では、皇后や皇太子が冊立儀に臨んでいたことは確認できない（『皇室制度史料 后妃二』第二章第二節「皇后冊立の儀」、『皇室制度史料 儀制 立太子二』第二章第二節「立太子当日の諸儀」）。
- (32) 『中右記』 寛治五年（一〇九二）正月二十二日壬午条。
- (33) 『山槐記』 治承四年（一一八〇）二月二十一日癸卯条。
- (34) 『日本三代実録』 元慶八年（八八四）正月己巳（七日）条に「宴_三群臣於紫宸殿_一、左右馬寮奉_レ引_三青馬_一、天皇不_三臨御_一、凡_レ欠儀一如_三帝御之時_二」とあり、天皇出御時と同様に節会を催しても、不出御儀は「欠儀」と称されていた。

〔付記〕『西宮記』および『江家次第』の翻刻・引用にあたり、公益財団法人前田育徳会の御許可をいただいた。立太子の儀制と関連史料については石田実洋氏の御教示を賜った。また、岡田まり氏の口頭報告は拝聴がかなわなかったが、同氏の御厚意により配布資料の提供と報告内容を引用する許諾をいただいた。ここに記して謝意を表したい。